

【申告書の記載例】

平成19年度 市民税・県民税 申告書

この記載例では、市・県民税申告書の記入の仕方について主なものを説明します。該当する箇所にそれぞれ記入してください。
 なお、各所得の算出方法及び所得控除の詳細については、裏面資料を参照してください。

所得がなかった方(遺族・障害年金受給者、失業保険受給者、誰かに扶養されている方など)は、必ず申告書裏面の「所得がなかった方の記載欄」に記載が必要です。

「支払った医療費」の欄には、前年中に支払った医療費の総額を記入し、「保険金などで補てんされる金額」の欄には、高額療養費や生命保険契約に基づく入院給付金など、医療費を補てんする意味合いで給付された金額の総額を記入します。

前年中に支払った国民健康保険税や国民年金保険料、介護保険料などを記入します。

前年中に支払った一般の生命保険料や、個人年金保険料を種類ごとに記入します。

前年中に支払った損害保険料を記入します。長期保険料に該当する保険契約は、保険(共済)期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。

本人が寡婦(寡夫)又は勤労学生である場合は、該当する欄にチェック(レ)をします。勤労学生は、学校名を記入してください。

本人又は本人の控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害をお持ちの場合は、該当者の氏名及び障害の程度を記入します。

配偶者控除又は配偶者特別控除の対象とする者の氏名・生年月日・合計所得金額を記入します。

本人と生計を一にする者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下で事業専従者でない場合は、扶養控除の対象になります。該当者の氏名・生年月日・同居別居の区分・続柄・控除額をそれぞれ記入します。

三沢市長 殿 平成 年 月 日提出	現住所 三沢市桜町1丁目1番38号	台帳番号 記載不要	個人番号 記載不要
平成19年1月1日の住所	同上	電話番号 0176-00-0000	職業 大工
フリガナ ミサワ タロウ	生年月日 S48.8.13	フリガナ 世帯主 三沢 太郎	続柄 本人
氏名 三沢 太郎			

3所得から差し引かれる金額に関する事項			
雑損控除	損害の原因	損害の年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険料などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
医療費控除	支払った医療費		保険などで補てんされる金額
	278,515	31,520	円
社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料
	国民健康保険税		253,700
	国民年金保険料		159,600
	介護保険料		60,800
	合計		474,100
生命保険料控除	一般の保険料の計		個人年金保険料の計
	120,000		60,000
損害保険料控除	長期保険料の計		短期保険料の計
	80,000		円
寄附金控除	都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金、住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金の合計が10万円以上の場合に記入してください。		
	寄附先の所在地・名称		
	寄附金の合計		
寡婦・夫、勤労学生控除	平成17年度まで 老年者控除	寡婦(寡夫)控除 死別 離婚	勤労学生控除 (学校名)
		身障 3 級	
障害者控除	氏名 三沢 太郎	障害の程度	身障 3 級
	氏名	障害の程度	級
20)配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の氏名 三沢 花子	生年月日 明・大 昭・平 48.7.25	配偶者の合計所得金額 310,000
21)扶養控除	氏名 三沢 小太郎	生年月日 明・大 昭・平 15.11.4	同居別居の区分 同居 別居 子 33
			控除額 万円
	別居の扶養親族が居る場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計 330,000

5 給与所得以外の市民税・県民税の納税方法	
<input type="checkbox"/> 給与から差引き (特別徴収)	<input type="checkbox"/> 自分で納付 (普通徴収)

分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税用)」をあわせて提出してください。

裏面にも記載欄がありますのでご注意ください。

収入金額等 (単位:円)			
1 収入金額等	事業	営業等	ア 400,000
		農業	イ
		不動産	ウ
		利子	エ
		配当	オ
		給与	カ 1,000,000
	雑	公的年金等	キ 2,650,000
		その他	ク
		総合譲渡	
		短期	ケ
	長期	コ	
	一時	サ	
2 所得金額	事業	営業等	250,000
		農業	
		不動産	
		利子	
		配当	
		給与	350,000
		雑	1,450,000
		総合譲渡・一時	
		合計	2,050,000
	4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	
医療費控除		146,995	
社会保険料控除		474,100	
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除		67,500	
損害保険料控除		10,000	
寄附金控除			
寡婦(寡夫)控除			
勤労学生、障害者控除		260,000	
配偶者控除		330,000	
配偶者特別控除	21		
扶養控除	22	330,000	
基礎控除	23	330,000	
合計	24	1,948,595	

氏名は、必ず本人が記名・押印してください。また、現住所・1月1日の住所・生年月日は納税義務の有無を判断し、個人を特定するために必要です。電話番号は携帯電話など、普段連絡が付きやすい番号を記入してください。

収支内訳書の収入金額の計を記入します。

「給与所得の源泉徴収票」の支払金額又は給与支払証明書や給与明細書の支払総額を記入します。

「公的年金等の源泉徴収票」の支払金額を記入します。

収支内訳書の所得金額(売上から経費を差し引いた後の金額)を記入します。

給与所得金額については、「給与所得の源泉徴収票」の給与所得控除後の金額を記入します。給与所得金額は、一般には簡易給与所得表で求めますが、裏面資料を参照しても算出できない場合は市役所税務課までお問合せください。

公的年金等の所得金額については、裏面資料を参照し、記入してください。65歳以上の方と65歳未満の方では計算方法が異なります。

医療費控除は、10万円と総所得金額等の合計額の5%とで少ないほうの金額が差し引かれます。裏面資料を参照し、記入してください。

左表「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の社会保険料控除の合計を記入してください。

裏面資料を参照し、生命保険料控除額、損害保険料控除額を求めます。求めた控除額は、それぞれの欄に記入してください。

寡婦(夫)、勤労学生、障害者の各控除額は、裏面資料を参照し、記入してください。特別寡婦、特別障害等の場合は、控除額が異なります。また、勤労学生控除に該当する方は、在学証明書の提出が必要です。

配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合、配偶者控除が受けられます。配偶者控除を受けた場合、配偶者特別控除を重複して受けられませんのでご注意ください。

裏面資料を参照し、配偶者の所得金額に応じた配偶者特別控除額を記入してください。

左表「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の21)扶養控除額の合計を記入してください。

市民税・県民税の申告に関するお問合せ
 〒033-8666 三沢市桜町一丁目1番38号
 三沢市役所総務部税務課住民税係
 0176-53-5111 内線241・243